

原告ら訴訟代理人の仲西です。

私から、今回の準備書面の概要について説明させていただきます。

今回の裁判における我々の主張は、原告のみなさんに、方法書や準備書に対して意見を述べる権利ないし利益がある、ということを前提にしており、国はその権利性を争っています。

もしも、この権利性が認められない場合、方法書・準備書のやり直し義務の確認の訴えは門前払いとなります。

そこで、今回の準備書面では、意見を述べる権利ないし利益について、大きく分けて二点の主張を行っています。

一点目は、判断の枠組みの問題です。意見を述べる権利ないし利益があるかどうか、という問題が裁判のどのような要件において、どのような枠組みで判断されるべきか、ということに関する主張です。

二点目は、中身の問題です。意見を述べる権利ないし利益が認められるべきである、という主張をいくつか根拠を挙げて述べています。

これから、それぞれについて、大まかに説明をさせていただきます。

まず、一点目の判断の枠組みの問題です。

これについては、国の主張も必ずしも明確ではないのですが、方法書・準備書に意見を述べる権利ないし利益に対して国に応答する義務がなければならぬ、あるいはそのような規定がなければ、意見を述べる権利ないし利益は認められない、というような主張をしているものと理解しています。

そこで、今回の準備書面においては、必ずしもそうではない、ということを裁判例や文献を引用して述べています。

我々の考えを非常に簡単に言います。

今回の裁判では、やり直し義務が確認されれば、意見陳述権が守られる、という関係にあればよく、守られるべき意見陳述権は、権利とまで言えずとも、法的地位であれば足りると考えられます。

やり直し義務と意見陳述権が権利と義務の裏腹のような関係に立つ必要はありません。例えば建築確認申請に対する応答義務のような関係に立つ必要はないし、環境影響評価法上、そのような規定がなくとも構わない、ということです。

もともと、環境影響評価法上も、事業者は、方法書や準備書に対する意見に対する自分の考えを準備書、評価書に書くことが義務付けられており、関係地域内の説明会において、この見解を周知しなければならないとされています。

つまり、国の主張は枠組みの問題としても間違っているし、中身を見ても、義務付けている規定がある、と主張しているわけです。

更に言えば、意見陳述権は、別に環境影響評価法で保護されている、と言えなくてもかまいません。

例えば、タウンミーティングをするにあたり、抽選で選んでいるかのように装って、実際には意図的に参加者を選んでいたために、選ばれなかった人が、国家賠償請求をした事件で、適正な手続きを信頼する利益が保護される、とした裁判例があります。

このように、特定の法律に明確な根拠がない利益でもかまいません。

端的にいうと、ここでは、意見を述べる権利ないし利益というのは、幅広く認められるべきである、という主張をしています。

二点目として、中身の問題です。

我々の主張の骨子は、憲法の生存権や幸福追求権によって認められる環境権の手続的権利が環境影響評価法に具体化されたのが意見陳述権である、というものです。

ところで、環境権というのは、従来、裁判例において、差止請求や損害賠償請求の根拠としては認められてきませんでした。

環境と言うのは、元々、みんなに広く薄く利益が帰属していて、権利としては弱い、具体的に健康とかの侵害に至るまでは差止や損害賠償請求は認められないんじゃないですか、というのが根本的な問題点であると思われるわけです。

ところが、一方で、環境に対する侵害は、一旦されると取り返しがつかず、広範囲、重大なものになるおそれがあり、侵害がなされる時点ではわかりにくい、というような特性があります。

そのため、できるだけ早めに環境に対する侵害を防止する必要があるのですが、個人に対して被害が出ていない段階では、裁判が使いにくいわけです。

環境権の手続的権利、というのは、事業者と、どんなことをすれば環境に対する悪影響を抑えつつ事業ができるのか、あるいは事業のメリットよりも圧倒的に環境に対する悪影響のほうが大きい場合には事業自体をやめた方がいいのかなど、一緒に考えるための権利・利益です。

ところで、環境影響評価法という法律は、事業者が環境に対する影響を評価する手続を義務付け、事業者の知識や情報不足を補うために、住民の皆さんなどが、方法書や準備書などに意見を述べる手続を設けています。

環境影響評価法が作られた趣旨からすると、方法書や準備書に対する意見は、まさしく環境権の手続的権利の具体化であり、意見を述べて事業者と一緒に環境に対する影響を考えていく権利ないし利益が認められている、というのが我々の主張です。

その根拠として、今回の準備書面では、前の書面で述べてきたことに加えて、例えばプライバシーの権利のような法律に明確な根拠がない権利が認められるのはどうしてか、環境権の手続的権利についてはどう考えるべきか、ということ、環境権の手続的権利を認める学説や、裁判例、端的に環境影響評価法上の意見を述べる権利のようなものを認める学説などを挙げています。

まとめると、枠組みとして、意見陳述権の権利性というものは、幅広く認められてしかるべきであり、本件でも、原告のみなさんが方法書や準備書に意見を述べる権利ないし利益は認められる、ということです。